

福島市新学校給食センター整備運営事業

実施方針

令和4年3月4日修正版

福島市

<目次>

I	特定事業の選定に関する事項	- 1 -
1	事業内容	- 1 -
2	特定事業の選定及び公表.....	- 5 -
II	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	- 7 -
1	敷地に関する各種法規制等.....	- 7 -
2	施設要件	- 7 -
III	事業者の募集及び選定に関する事項	- 8 -
1	募集及び選定の方法.....	- 8 -
2	審査及び優先交渉権者決定の手順.....	- 8 -
3	募集及び選定スケジュール.....	- 9 -
4	募集及び選定等の手続き.....	- 9 -
5	応募者の構成	- 12 -
6	応募者の備えるべき参加資格要件.....	- 13 -
7	特別目的会社の設立等.....	- 15 -
8	提案審査書類の取扱い.....	- 16 -
IV	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	- 17 -
1	リスク分担の方法等.....	- 17 -
V	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	- 21 -
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	- 21 -
1	事業の継続に関する基本的考え方.....	- 21 -
2	事業の継続が困難となった場合の措置.....	- 21 -
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	- 22 -
1	法制上及び税制上の措置.....	- 22 -
2	財政上及び金融上の支援.....	- 22 -
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項	- 22 -
1	議会の議決	- 22 -
2	応募に伴う費用負担.....	- 22 -
3	本事業において使用する言語、通貨単位等.....	- 22 -
4	情報公開及び情報提供.....	- 22 -
5	実施方針に関する問い合わせ先.....	- 22 -

福島市（以下「市」という。）は、福島市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI法に基づき特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、事業の実施に関する方針として定めるものである。

用語の定義

事業者	本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
本施設	本事業で、事業者が事業用地において設計・整備等を行う施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものとする。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表する資料一式（実施方針、添付書類及び要求水準書（案））をいう。
調理設備	調理釜、冷蔵庫等、動力を用いて設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚等）、その他調理に使用する機器をいう。
調理備品	ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板、包丁等の調理に必要な備品をいう。
食器・食缶等	食器、食缶、アレルギー対応食配食容器、食器カゴ、配膳盆、食具等、児童生徒が使用する備品をいう。
調理備品等	調理備品、食器・食缶等をいう。
事務備品	事業者又は市が調達し、主に市が使用する事務机、更衣ロッカー、書棚、ホワイトボード、洗濯機、電子レンジ、映像・音響設備等の什器・備品をいう。
サービス対価	本施設の整備・運營業務に係るサービスの対価として、市が事業者に対して支払う料金をいい、本施設の設計・建設に係る対価、開業準備及び維持管理・運営に係る対価で構成される。
募集要項等	公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集等をいう。
事業検討委員会	本事業の実施に必要な事項及び事業提案書に係る専門的かつ客観的な視点から検討等を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
優先交渉権者	検討委員会の意見を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
構成企業	応募者を構成する法人で、業務の一部を本事業のために設立する特別目的会社から直接又は間接体に受託・請負する予定であり、当該特別目的会社に出資を予定している法人をいう。
協力企業	応募者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負する予定だが、特別目的会社には出資を行わない法人をいう。
代表企業	構成企業のうち、最も高い出資割合を負担するもので、構成企業を代表し応募に関する手続き等を行う者をいう。
構成員	構成企業と協力企業をいう。
資本面において密接な関連のある者	当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。
人事面において密接な関連のある者	当該企業の役員を兼ねている者をいう。
学校給食施設	学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間過程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。
(削除)	

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

福島市新学校給食センター整備運営事業

(2) 公共施設の管理者名称

福島市長 木幡 浩

(3) 本事業の目的

市の学校給食施設は、開設後30年以上経過した施設が多く、建物と設備の劣化や「学校給食衛生管理基準」への対応が課題となっている。

このような課題を踏まえて、市では「福島市学校給食長期計画」を策定し、老朽化している現西部学校給食センター及び北部学校給食センターの統廃合及び栄養士未配置校の学校給食センター移行により、新学校給食センターを整備することとしている。

本事業は、設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できるPFI手法を導入し、安全で安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

(4) 本施設の法的位置付け

「福島市学校給食センター条例（昭和45年3月30日条例第16号）」により設置された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に定める教育機関

(5) 基本理念

市では、健やかな身体づくりや食育等の教育活動、地産地消の推進を通じて、「福島市教育振興基本計画」を推進するため、「子どもたちの笑顔と健康を育む学校給食」を基本理念とし、給食を通して自らの健康を考える子どもの育成を目指している。

基本理念を達成するため、次の3つの学校給食の基本方針を策定している。

I 安全で安心な学校給食の提供

II 地産地消や地域の食文化を意識した学校給食

III 効率的な学校給食の運営

(6) 本事業における整備・運営にあたっての方針

基本理念及び基本方針を踏まえ、本施設においては、次の5点を整備・運営にあたっての方針とする。

① 学校給食衛生管理基準を遵守した施設

学校給食衛生管理基準（文部科学省）」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」等の指針に基づき、HACCPの概念を取り入れ、衛生管理の徹底を図る。

② 食物アレルギーに対応した施設

除去食及び代替食等に応じた献立・調理方式の確立に取り組むため、食物アレルギー対応専用調理スペースを設置する。

③ 食育拠点としての施設

「第2次福島市食育推進計画(平成29年3月策定)」及び「第3次食育推進基本計画(内閣府 平成28年3月策定)」では、学校給食を「生きた教材」として活用していくとともに、学校・家庭・地域等が連携して食育の推進を図ることとしている。このため、児童生徒に地域の良さを理解させ、愛着を持ってもらうため、家庭や地域社会との連携が深められるよう、食育の拠点としての活用を図る。

④ 環境負荷低減に対応した施設

省エネルギー設備の導入や、調理・運営に伴う廃棄物・排出物の減量化等による地球環境への負荷低減に加え、立地周辺環境に配慮する。

⑤ 災害時への対応可能な施設

東日本大震災クラスの大地震にも耐えうるような耐震性の高い施設とし、「福島市地域防災計画」に基づく災害時の炊き出しを担える施設とする。

(7) 事業の内容

① 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設の設計及び建設を行い、竣工後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運営業務等を実施する方式（BT0：Build Transfer Operate）により実施する。

② 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和22年3月31日までとする。

③ 事業の範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 設計・建設業務

- (a) 事前調査業務及びその関連業務
- (b) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (c) 建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (d) 工事監理業務
- (e) 調理設備調達業務
- (f) **調理備品等**調達業務
- (g) 事務備品調達業務
- (h) その他関連業務（交付金申請等業務、近隣対応・対策業務等を含む）

(イ) 開業準備業務

(ウ) 維持管理業務

- (a) 建物保守管理・修繕業務（外構等も含む）
- (b) 建築設備保守管理・修繕業務
- (c) 附帯施設保守管理・修繕業務
- (d) 調理設備保守管理・修繕業務
- (e) **調理備品等保守管理・修繕業務（更新を含む）**
- (f) 事務備品保守管理・修繕業務
- (g) 清掃業務（定期的な建物清掃）
- (h) 警備業務
- (i) その他関連業務（上記各項目に伴う各種申請等業務、長期修繕計画作成等を含む）

(エ) 運営業務

- (a) 調理業務（日常の検収補助、衛生管理、洗浄業務等を含む）
- (b) 配送・回収業務（配送車両調達及び車両維持管理等も含む）
- (c) 残渣・廃棄物処理等業務
- (d) 食育支援等業務（献立作成支援業務、広報支援業務、見学者対応支援、学校で行う食育の帯同を含む）
- (e) その他関連業務（光熱水使用量等管理、上記各項目に伴う各種申請等業務を含む）

④ 市が行う業務

市が実施するものは次のとおりである。

(ア) 設計・建設業務

(a) 配膳室整備業務

(イ) 開業準備業務

(a) 試食会・リハーサル等の実施協力

(ウ) 維持管理業務

(a) 大規模修繕業務

(b) 配膳室保守管理、修繕等業務

(エ) 運営業務

(a) 献立作成・栄養管理業務

(b) 食材調達業務

(c) 食材検収業務

(d) 食数調整業務

(e) 衛生管理・調理指示業務

(f) 検食業務

(g) 配膳業務（配膳室備品保守管理業務を含む）

(h) 光熱水費の負担、支払い

(i) 給食費徴収管理業務

(j) 配送校の調整業務

(k) 食育業務

(l) 広報業務（見学者対応含む）

(m) 市職員用事務室に関する引越し業務

⑤ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおり、本施設の設計・建設に係る対価、開業準備及び維持管理・運営に係る対価から構成される。

(ア) 本施設の設計及び建設に係るもの

市は、本施設の設計及び建設に係る対価のうち、一定の額について、本施設の引渡後に、建設一時金として事業者へ一括支払いを行う予定である。また、市は維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本施設の設計・建設に係る初期投資に相当する金額から上記の建設一時金を控除した額を割賦払いにて支払う。

なお、建設一時金の額については募集要項等で示す。

(イ) 開業準備に係るもの

事業者が実施する開業準備に係る対価について、市は、開業準備業務完了後、(ア)に示す「本施設の設計及び建設に係るもの」の第1回目の支払時に併せて事業者を支払う。

(ウ) 施設供用期間の維持管理・運営に係るもの

事業者が実施する施設供用期間の維持管理運営に係る対価について、市は施設供用期間にわたって事業者を支払う。支払いは年4回行うこととし、物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。

(エ) 維持管理・運営に係る対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には、建物維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設

定については、事業者の提案によるものとし、市と事業者が締結する事業契約において定める。

(オ) 市は、事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的にサービス対価を減額する。なお、詳細は募集要項等に示す。

⑥ 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

⑦ 事業の実施スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

項目	事業スケジュール
事業契約締結	令和4年12月
設計・建設期間	令和5年1月～令和7年1月（25ヶ月間）
本施設の所有権移転	令和7年1月末
開業準備期間	令和7年2月～令和7年3月（2ヶ月間）
維持管理・運営期間	令和7年4月～令和22年3月（15年間）

⑧ 事業期間終了後の措置

事業期間の終了後に、事業者は、本施設を募集要項等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

⑨ 実施方針の変更

民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を市ホームページにて公表する。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

次の手順により客観的評価を行い、本事業を特定事業として選定するかについて判断を行う。

(ア) 将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより定量的評価を行う。

(イ) PFI事業として実施することによるサービスの水準に関する定性的評価を行う。

(ウ) 事業者に移転するリスクの評価を行う。

(エ) 総合的評価を実施する。

(3) 選定結果の公表

福島市新学校給食センター整備事業検討委員会における審議を踏まえ、本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

II 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、次のとおりである。

(1) 事業用地

福島市飯坂町平野字扇田 8 番地周辺

(2) 地域地区

市街化調整区域

公益上必要な建築物として都市計画法第29条の開発許可は不要とする。

ただし、福島市開発行為等指導要綱に基づく協議は必要となる。

(3) 土地の所有

福島市所有地及び民地

(4) 敷地面積

約12,700㎡

(5) その他条件

建ぺい率：70%

容積率：200%

接道条件：東側道路 幅員17.0m、接道幅 8m

2 施設要件

本施設の要件等の詳細については、要求水準書（案）に示す。

III 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の幅広い能力やノウハウを生かした効率的かつ効果的な事業実施が求められる。したがって、事業者の選定にあたっては、応募者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2 審査及び優先交渉権者決定の手順

審査及び優先交渉権者の決定は、次のとおり行うものとし、詳細については、募集要項等に示す。

(1) 福島市新学校給食センター整備事業検討委員会の設置

事業者提案にかかる専門的かつ客観的な視点からの検討を行うため、「福島市新学校給食センター整備事業検討委員会」（以下、「事業検討委員会」という。）を設置する。事業検討委員会の構成等は、募集要項で示す。

(2) 確認及び審査の方法

- ① 事業者の選定は、参加資格の確認と提案審査の二段階にわけて実施する。
 - ② 参加資格は、本事業への参加を希望する者に参加表明書、資格確認に必要な書類の提出を求め、市が募集要項等に示す参加資格要件に基づき、確認を行う。
 - ③ 提案審査は、応募者から提出された提案審査書類等について、優先交渉権者選定基準に従い、事業検討委員会において提案内容を総合的に評価した上で、最優秀提案者を決定する。
 - ④ 事業検討委員会の議論を踏まえて市が優先交渉権者を決定する。
 - ⑤ 提案の評価基準、提案書の提出方法等の詳細については、公告時に明らかにする。
- ※応募者が1者であった場合も同様に参加資格の確認、提案審査を行うものとする。

(3) 優先交渉権者を選定しない場合

本事業にかかる事業者の募集及び優先交渉権者の選定の過程において、応募者が無い、又はいずれの応募者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

3 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	事業スケジュール
令和4年 1月27日（木）	実施方針等の公表
1月27日（木）～ 2月9日（水）	実施方針等に関する質問及び意見の受付
2月下旬	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答公表
2月下旬	特定事業の選定・公表
4月下旬	公告、募集要項等の公表
4月下旬	募集要項等に関する説明会及び現地見学会
4月下旬	募集要項等に関する第1回質問受付
5月中旬	個別対話の実施
5月中旬	募集要項等に関する第1回質問に対する回答公表
6月上旬	参加資格審査書類の受付締切
6月上旬	参加資格審査結果の通知
6月上旬	募集要項等に関する第2回質問受付
6月中旬	募集要項等に関する第2回質問に対する回答
7月下旬	提案審査書類の受付
9月上旬	提案書に関する事業者ヒアリング (プレゼンテーション含む)
9月下旬	優先交渉権者の決定・公表
10月下旬	基本協定締結
11月上旬	仮契約締結
12月中旬	事業契約締結

4 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを次のとおり行う。詳細については、募集要項等において示す。

(1) 実施方針等に関する質問・意見の受付

① 受付期限

令和4年2月9日（水）17：00

② 受付方法

実施方針等に関する質問・意見書（様式－1）に記入の上、福島市教育委員会教育施設管理課まで電子メールでのファイル添付により提出すること。

③ 公表

受け付けた質問・意見に対する回答は、市ホームページにおいて公表する。

(2) 実施方針等に関する説明会及び現地見学会

実施方針等に関する説明会及び現地見学会は開催しない。現地見学を希望する者は、現地見学申込書（様式一２）に記入の上、福島市教育委員会教育施設管理課まで電子メールでのファイル添付により提出すること。

(3) 公告、募集要項等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、募集要項等を市ホームページにおいて公表する。

(4) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会

募集要項等に関する説明会及び現地見学会を令和４年４月下旬頃に開催し、市の考え方の説明を行う。詳細は市ホームページにおいて公表する。

(5) 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

なお、提出された質問・意見のうち、市が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(6) 募集要項等に関する個別対話の実施

提案内容について市と事業者の相互の理解を深めるため、参加を予定している者を対象に個別対話を行うことを予定している。個別対話の参加方法等は「募集要項」に示す。

個別対話における質問に対する回答は、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

(7) 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知

本事業へ参加を希望する者より、参加表明書及び参加資格確認申請書（以下、「参加表明書等」という。）を受け付ける。参加表明書等は、参加表明書等提出期限日までに提出する必要がある。

市は、提出された参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、期限日（以下、「参加資格確認基準日」という。）までに当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

参加資格確認結果は、参加表明書等を提出した者に対し、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。

なお、資格確認の結果において、参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

(8) 提案審査書類の受付

応募者に対し、提案審査書類の提出を求める。詳細については「募集要項」で提示する。

(9) 優先交渉権者の決定及び公表

提出された提案審査書類等について総合的に評価を行い、事業検討委員会の審査を経て、市が優先交渉権者を決定する。審査結果は応募者に通知するとともに、市のホームページ等で公表する。

(10) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(11) 事業契約締結

市と優先交渉権者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、優先交渉権者が本事業を実施するために設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

(12) 直接協定の締結

金融機関等からの融資がある場合は、市と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容を踏まえ、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）について協議・調整し、締結することがある。

5 応募者の構成

(1) 応募者の構成と定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた構成員で構成されるグループとする。

(2) 構成企業等の明示

構成員は、参加資格審査書類の提出時に、構成企業（代表企業である場合はその旨も記載する）、協力企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。構成企業が、I1(7)③に示す事業者が行う業務にあたらぬ場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書等において明記すること。

(3) 複数業務の実施

応募者の構成企業又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

(4) 複数応募の禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員になることはできない。

なお、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業（代表企業を除く）又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

(5) 応募者の変更及び追加

参加資格確認基準日以降、応募者の構成員の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなつたときは、原則として、当該応募者を優先交渉権者決定のための審査の対象から除外する。また、参加資格確認基準日以降の応募者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下、「構成員の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行った場合は、構成員の変更等を認めることがある。

① 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

市は、参加資格確認基準日以降に応募者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

② 提案審査書類提出日から優先交渉権者決定日まで

市は、提案審査書類提出日以降に応募者の構成員（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で、応募者が構成員の変更（参加資格を喪失し脱退する構成員に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかつた構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認することがある。

6 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成員は、以下の(1)、(2)で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業について事業検討委員会の委員に接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

(1) 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）でないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申し立て、又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正11年法律第71号）の規定による破産申し立てがなされている者でないこと。
- ④ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 福島市競争入札参加資格審査事務処理要綱による競争入札参加資格の認定を受けていること。
- ⑥ **参加資格確認基準日**から優先交渉権者決定までの間に、福島市競争入札参加停止等取扱要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- ⑦ 事業検討委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び福島市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第10号）第2条第2号のいずれにも該当しないこと。
- ⑨ 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- ⑩ 福島市において市税を滞納している者でないこと。
- ⑪ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑫ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
 - ・ 株式会社日建設計総合研究所
 - ・ 弁護士法人関西法律特許事務所

(2) 個別の参加資格要件

構成員のうち①から⑥の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、③にあたる者及びその関連会社が、②を行うことはできない。

① 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、ア及びイの要件を全ての企業が満たし、かつウ、エ、オの要件はそれぞれいずれか1者以上が満たしていること。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 令和3・4年度福島市競争入札参加資格者名簿（業務委託有資格者名簿【建築設計】）に登載されていること。
- ウ 国、地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設（平成22年4月以降に竣工したものに限り）の実施設設計業務を元請として履行した実績を有していること。
- エ HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の設計実績若しくはドライシステムの学校給食施設の設計実績を有していること。
- オ 福島市内に本社又は本店を有すること。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、ア及びイの要件を全ての企業が満たし、かつウ、エ、オの要件はそれぞれいずれか1者以上が満たしていること。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 令和3・4年度福島市競争入札参加資格者名簿（業務委託有資格者名簿【建築設計】）に登載されていること。
- ウ 国、地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設（平成22年4月以降に竣工したものに限り）の工事監理業務の実績を有していること。
- エ HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の工事監理実績若しくはドライシステムの学校給食施設の工事監理実績を有していること。
- オ 福島市内に本社又は本店を有すること。

③ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、ア、イ、ウの要件を全ての企業が満たし、かつエ、オの要件はそれぞれいずれか1者以上が満たしていること。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 令和3・4年度福島市競争入札参加資格者名簿（工事請負有資格者名簿【建築工事】）に登載されていること。
- ウ 福島市内に本社又は本店を有すること。
- エ 上記イの業種区分ごとの資格総合点数が、参加資格確認基準日において、【建築工事】1,000点以上であること。
- オ 国、地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設（平成22年4月以降に竣工したものに限り）の施工業務を代表企業として履行した実績を有していること。

④ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、次の要件を満たしていること。

ア 令和3・4年度福島市競争入札参加資格者名簿又は小規模修繕契約希望者登録名簿に登載されていること。

⑤ 運營業務を行う者

運營業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ア 令和3・4年度福島市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

イ ドライシステムの学校給食施設において5,000食/日以上を提供能力のある施設の運營業務の実績を有していること。

⑥ その他業務を行う者

その他企業は、次の要件を満たしていること。

ア 令和3・4年度福島市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(3) 地域経済への配慮

応募者は、構成企業及び協力企業に、市内に**本社・本店**を有する企業を置く市内企業を加えるように努めること。また、調理従業員を市内から優先的に雇用することや、必要な資機材・消耗品等を市内企業から調達することなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮すること。

市内企業の参画や育成、地域経済の振興に対する取組みの状況に応じて、**優先交渉権者選定基準**において加点評価の対象とすることを想定している。

(4) 参加資格要件の喪失

応募者の構成企業が、参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議のうえ、市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。なお、構成企業の除外は当該企業の除外後も応募者が参加資格要件を満たす場合のみ認めることとする。

7 特別目的会社の設立等

審査の結果、応募者が優先交渉権者として決定された場合は、構成企業の出資により福島市内に特別目的会社を仮契約締結時まで設立するものとする。特別目的会社は、会社法（平成17年法律第86号）の定める株式会社とする。

なお、応募グループの構成企業は、特別目的会社に対して必ず出資し、代表企業の議決権割合は最大となるものとする。また、構成企業以外が特別目的会社に出資することは認めない。

特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

8 提案審査書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表が必要と認めるときは、市は、事前に応募者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市が民間事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うこととする。

IV 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負う。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として表1 リスク分担表（案）によることとする。責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示すものとする。

(3) 事業の実施状況の監視

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するため、自ら業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

市は、本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリングを行う。市が行うモニタリングは、設計・建設、維持管理及び運営の各段階において実施し、事業者のセルフモニタリングの結果を活用するものとする。具体的な内容等については、事業契約書（案）において定める。

市は、モニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・建設、維持管理及び運営に係るサービスが十分でないことが判明した場合、改善勧告や業務対価の減額等の措置を行う。

表1 リスク分担表（案）

段階	リスク項目	No	リスク内容	リスク分担			
				市	事業者		
共通	政策転換リスク	1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●			
	制度 関連 リスク	法令リスク	2	本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの	●		
			3	上記以外のもの		●	
		税制度リスク	4	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●		
			5	その他の税制変更に関するもの（例：法人税率の変更）		●	
			6	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの）	●		
		7	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの以外）		●		
		社会 リスク	住民対応リスク	8	本施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●	
	9			上記以外の事業者が行う調査、建設、維持管理・運営に関するもの		●	
	環境保全リスク		10	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●	
	第三者賠償リスク	11	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		●		
		12	施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償		●		
	債務 不履行 リスク	市の責によるもの	13	市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	●		
			事業者の責によるもの	14	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		●
				15	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの		●
	不可抗力リスク	16	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額を超える部分、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●			
		17	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		●		
	物価変動リスク	18	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用増減	●			
		19	維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	●			
	要求水準未達リスク	20	要求水準の不適合に関するもの		●		
	募集要項リスク	21	募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの	●			
	応募リスク	22	応募費用の負担に関するもの		●		
	契約締結リスク	23	事業者と契約が結ばない、又は契約手続きに時間がかかる場合	● ^{※1}	● ^{※1}		
	資金調達リスク	24	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	●			
		25	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●		
設計・ 建設 段階	設計・ 調査 リスク	調査リスク	26	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク	●		
			27	上記以外の測量、調査に起因するリスク		●	
		設計リスク	28	市の指示・判断の不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）	●		
	29		上記以外の要因による不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）		●		
	建設 リスク	発注者責任リスク	30	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●	
			31	市の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●		
		用地リスク	32	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●	
			33	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物は除く）	●		
			34	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物に限る）		●	
		工事遅延・未完工 リスク	35	市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの	●		
	36			建設従事者等に新型コロナウイルス感染症等の感染者及び感染疑いの者が発生した際、保健所等の指示により工事を休止した場合に生じた対応費用の負担	●	△ ^{※3}	
	37			上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		●	
	工事費増大リスク	38	市の指示による工事費の増大に関するもの	●			
		39	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの		●		
	工事監理リスク	40	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		●		
	施設損傷リスク	41	事業者が実施する工事監理や現場管理の不備により使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの		●		
42		上記以外の要因により、使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの	●				
什器・備品等調達・納品遅延リスク	43	市が調達する什器・備品等の調達・納品遅延に起因するもの	●				
	44	事業者が調達する什器・備品等の調達・納品遅延に起因するもの		●			

維持管理・運営段階	コストリスク	45	市の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大	●	
		46	事業者の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大		●
	技術革新リスク	47	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化の内、市の指示により発生する増加費用	●	
		48	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用		●
	契約不適合リスク	49	民法に定める契約不適合に係る時効までに見つかったことに関するもの		●
		50	民法に定める契約不適合に係る時効を過ぎて見つかったことに関するもの	● ^{※4}	
	施設の性能維持リスク	51	事業期間中における施設の性能確保に関するもの		●
	施設損傷リスク	52	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの		●
		53	事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた事故・火災等による施設の損傷		●
		54	第三者（本施設の利用者を含む）による施設の損傷	● ^{※5}	● ^{※5}
	修繕費コストリスク	55	事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した総修繕費（項目毎の内訳は問わない）が予想を上回ったことに関するもの		●
	事故リスク	56	市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの	●	
		57	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		●
	給食数増減リスク (需要変動リスク)	58	市の要請による給食数増加に伴い事業者に生じた増加費用の負担	●	
		59	本施設の業務従事者に新型コロナウイルス感染症等の感染者及び感染疑いの者が発生した際、保健所等の指示・方針により給食の提供を停止した場合に生じた対応費用の負担	●	△ ^{※3}
		60	生徒数の減少に伴う給食数の減少による運営業務自体の収益の増減	△ ^{※6}	●
		61	市の要請による給食中止時等の未配送の給食等による残渣の変動	●	
	異物混入リスク (食中毒リスク)	62	市実施の食材調達・検収業務における調達食材の異常、異物混入等	●	
		63	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	●	
		64	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		●
65		調理時における加熱等が不十分に起因する異常		●	
66		調理、配送業務における異物混入等		●	
67		配膳業務、配送対象校内での異物混入等	●		
アレルギー対応リスク	68	アレルギー生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、除去食対応時の献立作成ミス等による発症や突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による)	●		
	69	調理段階における禁忌物質の混入による発症や配送先の誤り等事業者の責による誤食での発症		●	
	70	市から事業者への情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症	●		
71	事業者内での、収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症やアレルギー生徒の個人情報の流失		●		
配送及び配膳遅延リスク	72	市や食材納入業者等の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担	●		
	73	事業者の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担		●	
運搬費用増大リスク	74	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大(交通事情悪化による運送費増加など)		●	
食器・食缶等破損リスク	75	児童生徒等による通常使用時の食器等の破損に関するもの		●	
	76	児童生徒等が故意に食器等を破損させた際に発生した損害	●		
残渣処理リスク	77	児童生徒等が配膳室に返却するまでの残渣の分別	●		
	78	配膳室業務における残渣及び廃棄物の分別	●		
	79	給食センターまでの残渣搬送		●	
	80	給食センターから処理施設までの搬送		●	
事業終了段階	事業の中途終了リスク	81	市の債務不履行に起因する契約解除	●	
		82	事業者の債務不履行に起因する契約の解除(一部解除を含む)		●
施設の性能確保リスク	83	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●	
移管手続きリスク	84	事業契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●	

※1：契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。

(欠番)

※3：事業者が基本的な感染防止対策を行っていなかったと考えられる場合には、市は対応費用の負担等について協議できるものとする。

※4：当該契約不適合について事業者には帰責性がある場合には事業者のリスク負担とする。

※5：事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者、それ以外は市の負担とする。

※6：事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は、サービス購入費の見直しについて協議できるものとする。

V 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約書に定める具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、福島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的考え方

事業予定者においては、特別目的会社の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ② 前号により事業契約が解除された場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知をおこなうことにより、事業契約を解除することができる。
- ③ 前号により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、募集要項等に示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、市はこれを無償で使用させる。また、市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

2 財政上及び金融上の支援

(1) 交付金及び地方債等

市は、本事業において交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

(2) その他の財政上または金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上または金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう努める。

なお、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為に関する議案を令和4年3月定例会に提出する予定である。また、事業契約の締結に関する議案は、令和4年12月定例会に提出する予定である。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

3 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

5 実施方針に関する問い合わせ先

本実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

福島市教育委員会 教育施設管理課

住所 : 〒960-8601 福島県福島市五老内町3-1

電話 : 024-525-3706

E-mail : kyouiku-sk@mail.city.fukushima.fukushima.jp

ホームページアドレス : <https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kyouiku-kyushoku/kosodate/kyoiku/kyushoku/pfi/kyushoku202201.html>